

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	30 鬼無里地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月9日(火) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・令和4年度 鬼無里地区全住民アンケートによると農業従事者124名中80歳以上が67名と半数以上を占めており、10年後には農業従事者が激減し、農地の維持が困難になる。
- ・農業関係施設の統廃合により、鬼無里地区から施設が無くなるのが、主要作物である水稻の耕作離れのひとつとなっている。
- ・新規作物としてワイン用ぶどうを導入したが、病害虫等の被害にあっており栽培がうまくいっていない。今後の事業展開の方法に検討が必要である。
- ・農地と山林が近接しているため、山林から飛来する病害虫(カメムシ等)や野生鳥獣(猪・鹿・猿等)による被害が見られる。
- ・中山間地域等直接支払制度を活用しているが、傾斜がきつい農地があり、農地の適正管理に苦慮している。
- ・不在地主による耕作放棄地が増加しており、周辺農地の管理にも支障をきたしている。
- ・急峻で狭隘なため機械化が進まず、営農の継続が困難な農地が多くあり、基盤整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米が主要作物であり、今後も既存の基盤整備を行った農地を活用し、継続して栽培していく。
- ・米以外の作物(野菜・果樹等)は、自給的農家が多く、自家用の野菜・果樹等の耕作により、農地の管理を継続し荒廃化を防ぐ。また、今ある農地を荒らさないため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用しながら維持に努める。
- ・特産品である えごまや乾燥野菜は、拡大が難しいが、地域のPRのため現状を維持していくよう地域として取り組んでいく。
- ・農家の高齢化に対応するため、省力栽培が可能な作物の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

上里地区の農地利用は、当面、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には地区の耕作者を中心に協力し合って担っていくほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

中央地区の農地利用は、当面は現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には耕作地毎(須田沖、籠田沖、柳田沖、上平千把東沖、下沖、堰口沖など)に耕作者が協力し合って担っていくほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

両京地区の農地利用は、当面、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には中心経営体である株式会社クボ田ファームを中心に担っていただくほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備された農地を守るため、農道や側溝等の維持・補修工事を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

高齢化が進む中で農業の拡大・維持は難しいことから、定年帰農者や半農半X等、多様な形で担い手を確保しながら農地の荒廃化を防いでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

該当するサービス無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○野生鳥獣による被害防止対策への取組方針…①

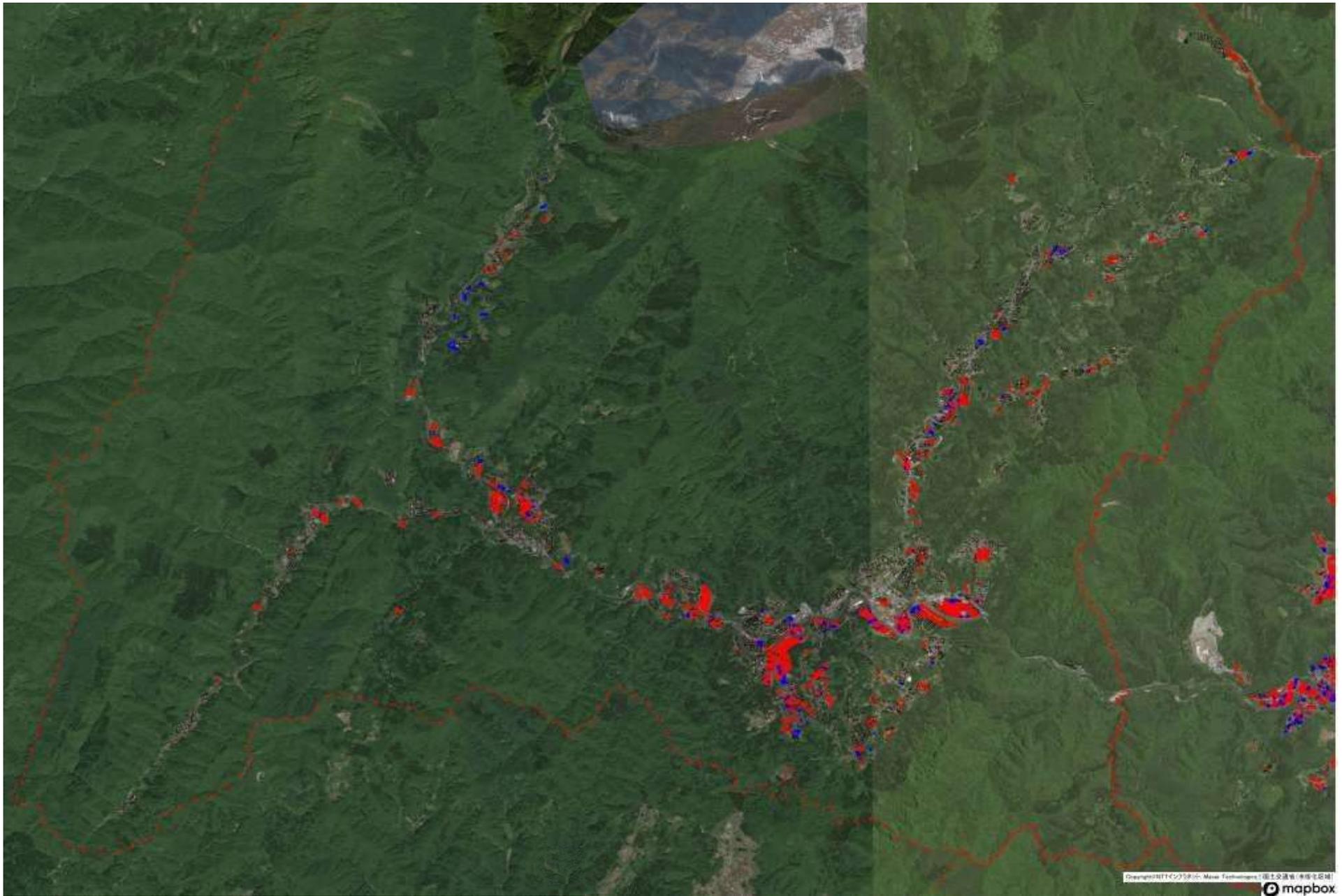
農地周辺の草刈りや隣接する山林内の手入れなどの環境整備の実施と団地全体を囲む侵入防止柵の設置、鳥獣の誘因となる放置農作物の撤去等、野生鳥獣の被害防止対策について検討する。

○農地の維持管理と営農の継続に関する取組方針…⑦

農地としての機能を維持し、営農の継続を図るため、中山間地域直接支払制度の活用に加え、多面的機能支払交付金の導入を検討する。

○集落営農組織の設立に関する取組方針…⑦

地域の農地利用の一端を担っていける組織として、集落営農組織の設立について検討する。



青：現耕作者が耕作　赤：今後検討等　（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）　※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）